

平成28年度第7回
「東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成28年8月30日（火）
都庁第二本庁舎31階特別会議室21

(午後1時29分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 皆様、お待たせしました。定刻よりも少しだけ早いのですけれども、委員の皆様はおそろいになられましたので始めさせていただきたいと思えます。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、平成28年第7回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきましては、平成25年12月の委員会で既に御了承いただいておりますので本委員会は公開とさせていただきます。

傍聴の方は、途中退席されても結構です。

なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

本日は会議次第でございますとおり、オリンピックスタジアムにつきまして評価書案に係る意見見解書の報告と項目別審議がございます。また、アーチェリー会場(夢の島公園)と海の森水上競技場につきまして評価書とフォローアップ計画書が公表されましたので、その御報告をさせていただきます。

本日は、柳会長が所用により御欠席ということでございますので、会長代理の山本委員に進行をお願いしたいと存じます。

○山本会長代理 それでは、柳会長にかわりまして山本が代理をさせていただきます。

リオオリンピックが終わって少し気ぜわしくなってきましたけれども、議事の進行が円滑にいきますように皆様方の御協力をお願いしたいと思います。

それでは、議事の1番目に入ります。「オリンピックスタジアムについて」ということで、評価書案に係る意見見解書について報告をお願いします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、新国立競技場オリンピックスタジアムの意見見解書について説明いたします。

新国立競技場オリンピックスタジアムの評価書案は6月8日に関係局長に提出するとともに、オリンピック・パラリンピック事務局のホームページで公表いたしました。その後、6月17日の評価委員会においてお諮りしまして意見聴取の手続を開始しました。

また、都民の方々からの意見募集については評価書案の公表と同時に開始し、6月8日から7月22日までの45日間で行いまして3件の御意見をいただきました。いただいた御意見に対する意見見解書を8月24日に環境局長に提出し、同時にホームページで公表したところでございま

す。

それでは、お手元に配付してございます意見見解書の29ページをご覧ください。新国立競技場に対する御意見としては、騒音・振動、エコマテリアル、アクセシビリティに関する御意見をいただきました。

騒音・振動に関する御意見としては、表にございますように約300台の駐車場を整備する予定であり、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の指定作業場に該当するため、近隣住民への影響を考慮し、大会開催後の車両走行音及び振動を予測事項に追加されたいという御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、車両の走行に伴う道路交通騒音及び道路交通振動は最大の工事中車両の走行台数1日995台での予測結果でも基準を下回り、工事中車両の走行に伴う増加分は騒音レベル、振動レベルともに1dB未満と考えています。

開催後の施設利用に伴う車両の台数は1日約660台と想定しており、工事中車両の最大の走行台数995台を下回ることから、車両の走行に伴う増加分は騒音レベル、振動レベル、ともに1dB未満となると考えております。

なお、本施設は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」における指定作業場に該当することから、同条例に基づき駐車場から発生する騒音・振動が規制基準を超過しない計画となっていますと実施者の見解を示させていただきます。

続いて、エコマテリアルに関する御意見としては、建設に使われる木材について持続可能性が確認されたものを調達し、その実施状況を情報公開することを提案する。組織委員会が6月に公表した持続可能性に配慮した木材調達基準を採用することが現実的であるとの御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、建設工事に当たっては文部科学省が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境物品の使用を推進しまして、また選定する木材は可能な限り森林認証を得た森林から調達を行う計画となっています。

なお、「持続可能性に配慮した木材の調達基準」が策定され、組織委員会が政府機関においてもこれを尊重するよう働きかけており、また、エコマテリアルの使用状況については木材使用を含め、フォローアップ調査で確認し、フォローアップ報告書を公表する予定と、実施者の見解をお示ししてございます。

次に、30ページと31ページをご覧ください。アクセシビリティに関する御意見としては、公共交通における車椅子利用者の快適性が向上するような計画を希望しますという御意見を

いただいております。

これに対する見解としましては、大会時の観客の主要な動線については「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、都が整備する施設等について対応を行っていくとともに、ほかの施設管理者等にアクセシビリティの確保について働きかけていきますという実施者の見解をお示ししています。

以上で、新国立競技場の意見見解書の説明を終わります。

○山本会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問はございますでしょうか。3件ございましたけれども、よろしいでしょうか。

特にないようですので、次にまいりたいと思います。それでは、次に評価書案の項目別審議を中項目ごとに行いたいと思います。

初めに大項目分類の「環境項目」における中項目「主要環境」の小項目「大気等」「土壌」について審議を行います。

こちらは、片谷委員と中杉委員に検討していただいております。それでは、「大気等」と「土壌」について事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-1をご覧ください。右肩に「資料2-1」と書かれている資料でございます。審議資料の項目、主要環境の大気等、土壌、担当は片谷委員、中杉委員です。

先に意見を読み上げさせていただいた後、補足の説明をさせていただきたいと思います。

意見

【大気等】

1 建設機械の稼動に伴う排出ガスは環境基準を満足するとしているが、本事業における寄与率が高く、計画地近傍には住宅、教育文化施設、公園、運動場等、スポーツ・興行施設など人が集まる施設が多く存在していることから、環境保全のための措置を確実に実施し、建設作業における大気質への影響の低減に努めること。

【土壌】

2 工事中に土壌汚染が新たに確認された場合には、適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告等で明らかにすること。

まずは評価の結果の部分をご覧くださいなのですが、評価書案の144ページをご覧ください。上の表9.1-50(1)ということで「工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の影響の評価」、そ

の下は表9.1-50(2)、こちらは「工事用車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の影響の評価」が載っています。こちらの表の日平均値の年間98%値のほうをご覧くださいなのですが、まずは二酸化窒素の影響、上のほうにつきましては0.041～0.042ppmの範囲、寄与率について0.5～1.8%程度ということになっています。

それから、下の浮遊粒子状物質につきましては0.047mg/m³、寄与率にして0.1%未満ということになってございます。

それに対しまして、建設機械の稼動に伴う評価につきましては右側のページ、145ページでございます。表9.1-51(1)が建設機械の稼動に伴う二酸化窒素の評価で、その下の(2)のほうで浮遊粒子状物質の評価でございます。二酸化窒素につきましては0.054ppm、寄与率にして39.9%、下の浮遊粒子状物質につきましては0.051mg/m³、寄与率11.2%ということになっています。

まずは走行に伴う二酸化窒素につきましては、評価の指標のところいわゆる環境の基準値の範囲というものが示されているのですけれども、0.004～0.006ppm、これは二酸化窒素ですが、その範囲内に収まっていますし、浮遊粒子状物質につきましては日平均値が0.10mg/m³以下ということで環境基準を下回っておりまして、なお寄与率のほうも高くないということですので問題がないかということでございます。

一方、建設機械の稼動につきましても、同じく環境基準値の範囲内に収まってはいるということもございますけれども、二酸化窒素の影響などにつきまして寄与率のほうは39.9%とそれなりに高い値を示しているということもございます。

念のため、二酸化窒素の建設機械の稼動に伴う影響の最大着地地点というものを参考にお示ししますが、131ページをご覧ください。二酸化窒素の濃度の分布になっておりまして、計画地の南西側に最大濃度の着地点があるということでございます。

補足ですけれども、この最大濃度0.0126ppmというのはいわゆる工事の建設機械の稼動に伴う影響の年平均値ということになりますので、先ほど申し上げた日平均値とはちょっと数字は違うのですけれども、換算すると先ほど説明した日平均値になるというものでございます。南西が最大濃度の着地地点ということになります。

あとは、97ページをご覧くださいませでしょうか。計画地の周辺の主要な公共施設の配置が書いてございます。先ほど建設機械の稼動に伴う二酸化窒素の濃度の分布をご覧くださいのとおり、大体その影響の範囲というのは計画地の周辺に当然起こるのですけれども、その近傍には余り主要公共施設というものがプロットはされていないのですが、ただ、その周

辺にはいろいろな施設があるというのが分布からご覧いただけると思います。

以上を踏まえまして、1番の意見のとおり環境基準は満足しているということなのですけれども、寄与率は一定程度あるということですので、周辺の主要な公共施設に配慮をして、より一層の低減に努められたいという意見でございます。

続いて「土壌」につきまして、154ページをご覧ください。土壌につきましての調査結果が書いてございます。「(4)調査結果」の1)の「ア.土地利用の履歴等の状況」の上から4行目、「計画地の一部では、有害物質取扱事業場として、明治時代から、大正時代にかけては青山練兵所、昭和初期にかけては近衛歩兵営が、また、昭和32年～昭和37年頃にはクリーニング店や建設資材加工場等の商店や工場等、昭和39年の東京オリンピック以降には、旧国立霞ヶ丘競技場に農薬保管庫等が設置されていた」という土地の履歴が載っております。

そこで、161ページをご覧ください。これらにつきましては、もう既に土壌汚染の除去というものが既に行われております。土地の履歴を調査しまして、支障があるものについては取り除いているということございまして、表9.2-6のほうにその履歴が書いてあります。

なお、その表の中の整理番号ということで番号が4つあるんですけれども、次のページ以降に計画地内におけるこの場所ですよということを書いている地図がございしますが、きちんと処理がされているということが以降、書かれてございます。

以上を踏まえまして、土壌につきましてはきちんと懸念があるところについては処理が済んでいるということが確認できているので問題ないという原則的な立場でございますけれども、今後これ以外のところで、あるいはこの工事にかかわることで、もし土壌汚染が確認された場合にはきちんと処理をして、なおかつ報告をしてくださいという意見をつけさせていただいております。以上でございます。

○山本会長代理 それでは、まず「大気等」を御担当の片谷委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

○片谷委員 今、川道課長が説明されたとおりなのですが、少し補足を申し上げますと、これは条例アセスの案件で大体都内のビル等の建設事業ですと、どうしても中期の建設機械の稼動に伴う影響がかなり大きくなってしまいうということで、そのこと自体はそれを否定すれば工事を全部やめる以外になくなってしまいうので、それは現実的な意見にはならないのですけれども、ただ、とはいうものの高くても構いませんというわけにはいきませんから、やはり最大限減らすための努力をしていただくということが必要であるという趣旨でこういう意見を述べているわけです。

これは都内の条例対象のアセスで毎回出している意見ですので、当然この事業も条例対象とは別枠であるとしても東京都の事業ですから、同じように最大限の低減を図っていただくことが必要であろうということです。

それから、これは条例アセスの審議会でも何回か申し上げているのですけれども、この二酸化窒素の環境基準の意味というのは0.04~0.06に現状でゾーン内になっている場合には、少なくとも現状維持を図る。それ以上ふやさないという趣旨の基準ですので、0.06を上回っていれば0.06以下になるように対策を講じなければならないという趣旨なので、工事をすることによって0.04~0.06の間に入っても構わないという意味ではないので、そこはぜひ認識を正しくしていただきたいと思います。

工事期間中だけのことでですからやむを得ないという考え方は可能なんですけれども、これを基準に適合しているというふうには必ずしも言い切れないものである。実際に0.04以下にすべきであるという主張をされている方もたくさんいらっしゃいますので、今回の場合は0.054という値ですから、これは本来は基準に適合とは言い切れないものであるという認識もぜひ持っていただきたいということを補足して述べておきたいと思います。

○山本会長代理 非常に丁寧な御説明、ありがとうございました。

それでは、この件につきまして他の委員の先生方から御意見ございませんでしょうか。御意見、御質問が何かございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

それでは、「土壌」のほうに移らせていただきます。中杉委員、補足がございましたらお願いします。

○中杉委員 このオリンピックスタジアムは設計の見直しで2回目の審査なのですが、最初の審査のときは先ほど事務局から御説明があった土壌汚染対策が済む前ですので、ほぼ条例に基づいて適切に処理してくださいということを申し上げたわけですが、今回改めて現時点でいくともう対策が終わっているということで、それはそれで結構ですということです。

さりながら、土壌汚染の調査というのは一応法令とか条例に基づいて調査をやるのですけれども、それでは十分ではないことが起こり得ますので、実際に工事をやった中で新たに見つかった場合は適切に対策をしてくださいということをここで改めて申し上げておくという意味で記載をさせていただいております。

○山本会長代理 ありがとうございました。「土壌」に関しまして、他の委員の方から何か御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「大気等」「土壌」を合わせていかがでしょうか。ございませんでしょうか。

ありがとうございました。では、御意見がないようですので、「大気等」「土壌」につきましては指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

それでは、次に移ります。中項目「生活環境」の小項目「騒音・振動」「日影」について審議を行います。こちらは私、山本と平手委員に検討していただいております。

それでは、「騒音・振動」と「日影」について事務局から説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-2と書かれている資料をご覧ください。審議資料、項目は生活環境、騒音・振動、日影、担当は山本委員、平手委員。

意見

【騒音・振動】

1 建設機械の稼動に伴う建設作業騒音は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療機関等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、建設作業における騒音のより一層の低減に努めること。

【日影】

2 日影規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じないとしているが、計画地東側の明治神宮外苑の樹木に一部日影が及ぶと予測していることから、フォローアップ調査で樹木への影響を確認するなど、周囲の緑の生育環境に配慮すること。

まず「騒音・振動」についてでございますけれども、291ページをご覧ください。道路交通騒音あるいは道路交通振動、290ページが騒音で、291ページが振動でございますけれども、290ページの道路交通騒音の影響をご覧くださいと思います。No.1、No.2、No.3、No.5と4地点ございまして、それぞれについて工事用車両による増加分は1未満ということでございます。

念のためにこの地点の確認なのでございますけれども、275ページに調査地点が載っていますのであわせてご覧いただければと思いますが、基本的には工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は軽微であり許容の範囲内かということでございます。

次に、291ページに道路交通振動の評価が書いてございます。道路交通振動につきましても、基本的には大きな影響はないということになるのですけれども、No.1、No.2、No.3、No.5、それぞれの地点について工事用車両による増加分は1dB未満ということで、環境基準は下回っているという状況でございます。

一方で、先ほどの大気と同じになるのですけれども、計画地の周辺には住宅も含めてさまざまな配慮すべき施設があるということですので、基準は下回るのですが、よりその低減には努めていただきたいということでございます。

それから、「日影」でございます。こちらは310ページ、311ページをご覧ください。310ページに時刻別の日影図が出ておりまして、311ページには等時間日影図が出てございます。311ページのほうをご覧くださいますと2時間の日影、あるいは3時間の日影が出るものが、2時間の日影の線が緑色、3時間の日影のものが水色で示されているのですが、基本的には周辺の施設に大きな影響はないかと思っております。

この意見では311ページの東側といいますか、右側に聖徳記念絵画館と書かれているものがあるのですが、その半円弧上の外周の土地に若干ですが、2時間の日影がかかっておりまして、当然この周辺は比較的高めの樹木、街路樹が植わったりしますので、もしそういったものに日影の影響が及ぶようであれば気をつけていただいて、必要であれば対策なども講じてもらいたいという意見でございます。基本的には、大きな日影の影響はないかと思っております。以上でございます。

○山本会長代理 「騒音・振動」は私が担当で補足いたしますが、その前に建設作業機械の稼動に伴う騒音ですので、今は工事用車両ですね。

○川道オリパラアセスメント担当課長 済みません。今は工事用車両のことをお話ししましたね。ページが違っていました。

先に資料2-2の「騒音・振動」の意見のところの1番と書かれた最初に「建設機械の稼動に伴う」と書かれているのですが、私が説明したのは工事用車両の走行のほうでした。建設機械の稼動に伴う騒音は、291ページに表はなくて文字だけで書かれております。

291ページの中段のほうというか、下のほうですね。2)で書かれているのが「建設機械の稼動に伴う騒音及び振動の程度」の結果でございます。アが騒音、イが振動ということになっています。それで、建設機械の稼動に伴う騒音につきましては、計画地の東側の敷地境界において最大65dB、いわゆる勧告基準である評価の指標、80dBを下回っているので満足ということが書かれています。

同じく建設機械に伴う振動についてはイのところ書かれていまして、最大57dBであり、評価の指標の勧告基準の70dBを下回るので満足するということでございます。済みませんでした。訂正いたします。

○山本会長代理 ありがとうございます。建設機械の稼動に伴う騒音につきましては、旧計画のときとは多少機械の配置であるとか、使う機械の種類であるとか、場所ですね。そういったものが違うので、少し変わってはおりますけれども、基本的には周辺にまだ住宅がある、教育施設がある、福祉施設がある、医療機関等があるということで、数字の大小によら

ずやはり被害があると言われることもございますので、一層配慮していただきたいということになっています。

旧計画では実は振動についても言及しておりましたが、先ほど申しましたように建物の構造や規模が変わりましたので、建設の機械の種類や作業の場所といったものが大分変わりました、288ページでしょうか。これは振動の予測値ですけれども、旧計画に比べるとかなり低減されておりますので、こちらのほうについては今回が言及しないということにいたしました。したがって、建設作業機械の稼動に伴う騒音の周辺環境についての配慮を一層お願いしたいという意見をつけさせていただいております。

これが私の補足になりますけれども、この関係につきまして何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○片谷委員 実は大気のところ発言したほうがよろしかったのかもしれませんが、旧計画よりも工事期間が圧縮されているわけですが、それによって機械の集中稼動が起こりやすくなっているということは多分否定できないと思うんです。

それで、その保全のための措置として集中稼動を行わないようにするということが書かれてはいるのですが、やはり期限のあることで延ばせない工事ですから、集中稼動ということが発生しやすい状況であるという認識はやはり持つておく必要があって、常にその対策というのは意識して事業を進めていただくように、この意見としては別立てで書く必要はないと思いますけれども、それは大気も騒音・振動も共通なのですが、ぜひそこをきちんとやっていただくように事務局をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○山本会長代理 ありがとうございます。「大気等」、それから「騒音・振動」も同じようなことですので、事務局から事業者のほうにその点を伝えていただきたいと思います。

何か「騒音・振動」につきまして御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、「日影」のほうを御担当の平手委員、補足がございましたらお願いします。

○平手委員 基本的には事務局の御説明のとおりで、日影の問題につきましては敷地と、それから周辺道路でほぼ吸収できるのではないかと考えられます。それで、冬季の午後、聖徳記念絵画館のある領域に多少、日影の問題で影響があるかもしれないということで、この意見を出させていただきました。これも、事務局の御説明のとおりです。以上です。

○山本会長代理 ありがとうございます。「日影」につきまして他の委員の方、何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「騒音・振動」「日影」、あわせて何かございますでしょうか。

それでは、御意見はないようですので、「騒音・振動」「日影」につきましては指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることにいたします。

それでは、次に移りまして、中項目「アメニティ・文化」の小項目「景観」「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」「史跡・文化財」につきまして審議を行います。こちらは平手委員、輿水委員、寺島委員に御検討いただいております。それでは、「景観」「自然との触れ合いの活動の場」「歩行者空間の快適性」「史跡・文化財」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-3をご覧ください。ちょっと量が多いのですが、こちらも通して意見を読み上げさせていただいた後にそれぞれについて補足の説明を添えさせていただきたいと思っております。

審議資料、項目は「アメニティ・文化」「景観」「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」「史跡・文化財」、担当は平手委員、輿水委員、寺島委員です。

意見

【景観】

1 本事業では「大地の杜」と「空の杜」を整備することにより周辺の多様なみどりの景観に調和した景観が形成されることとしていることから、緑を適切に管理し、良好な景観の保持に努めること。

【自然との触れ合い活動の場】

2 計画建築物5階には外部から行き来できる空中庭園「空の杜」を整備することから、アクセス方法について具体的に示すこと。

【自然との触れ合い活動の場】

3 歩行者ネットワークの構築により計画地内に新たに創出される自然との触れ合い活動の場は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進することから、明治神宮外苑等周辺施設の管理者と十分に連携を図り、利用者に対して、周辺の自然との触れ合い活動の場を含めた情報提供に努めること。

【歩行者空間の快適性】

4 暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。

【史跡・文化財】

5 周知の埋蔵文化財包蔵地において埋蔵文化財発掘調査を実施したとしていることから、

その内容について報告すること。

まず「景観」でございます。348ページをご覧ください。景観の評価の結果が書いてございます。「(2)評価の結果」の真ん中ですね。「また、図7.2-12に示すとおり」と書いてあるところなのですが、その中段のところ、「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成と緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側には大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図る計画としている。計画建築物5階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、ススキや彩りのある草木、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備する計画としている。」

ちょっと長いのですが、さまざまなコンセプトに基づく緑の計画というものが景観を構成する要素として書かれてございます。

それを踏まえまして、26ページに外観のパスが書いてございます。上が整備が終わった直後、大会開催時ということになりまして、下がその30年後ということで計画地の外周といえますか、計画地内の植栽の木がちょっと大きくなっているのが分かるかと思うのですが、この木が大きくなって後々の景観を構成しているということになってございます。

続いて、36ページをご覧ください。先ほど口頭で読み上げましたいわゆる緑の計画のゾーニング図ですとか、あとは完成したときの緑のイメージみたいなものがパスで載ってたりします。下のほうの3つのパスを見ていただくと分かるのですが、いわゆる計画地の外観を決める構成要素として大きく緑が影響しているということが分かるかと思えます。

続きまして、341ページをご覧ください。景観のページに戻るのですが、いわゆる外観に占める緑の影響が分かりやすいのでこのページを選ばせていただきました。341ページから342ページ、343ページ、345ページまで、計画建築物が赤色、それを覆うようにある緑がいわゆる計画地と、その周辺にある計画地以外の緑を示しているのですが、計画地の外観の景観の中の構成要素として緑の割合が大きいということが改めて分かるかと思えます。

以上のことを踏まえまして、意見のとおり緑というものがいろいろな景観の構成要素として大きな役割を果たしているということに鑑みまして、適切に緑を管理して成育させていただくということが景観上も大事かということで意見をつけさせていただいております。

続いて、「自然との触れ合い活動の場」でございます。366ページをご覧ください。「自然との触れ合い活動の場」の「ミティゲーション」で「(1)予測に反映した措置」と書かれています。その「・」の2点目です。計画建築物5階には、外部から行き来できる空中庭園「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空間を整備する計画としている。」と書かれています。

それから、1ページお戻りいただきまして365ページでしょうか。こちらのほうに「歩行者動線計画図」というものが示されておりまして、いわゆる緑の配置なども示されているということでございます。それで、計画地の周辺からの出入りの歩行者動線、それから計画地の中のいわゆるスタジアムの外周部の動線が書かれているのですけれども、空中庭園、「空の杜」にアクセスする方法というのがこちらからはちょっと読み取りにくいということがありますので、そちらを書いていただきたいというものです。

イメージとしては、その手前の364ページ、左上に「「空の杜」の整備イメージ」が書かれています。階段、またはエスカレーターなどで上がっていける。外部から直接アクセスできるようになっているということは書かれていますので、これを具体的に計画地の中のどこかというものを書いていただければいいかという意見でございます。

それから、意見の3番でございます。こちらにつきましては、367ページに「評価の結果」として書かれています。「評価の結果」の「2)自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」というところの最後ですね。「以上のことから」と書かれていますけれども、367ページの真ん中です。「以上のことから、計画地内に新たに創出される自然との触れ合い活動の場は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進する」と書かれています。基本的にはその計画地の中も自然との触れ合い活動の場というものが新たに形成、創出されるのですけれども、周辺の既存の触れ合い活動の場との連続性みたいなものも当然促進されるということで結論が述べられております。

それを踏まえまして、3番の意見としましては、周辺の既存の自然との触れ合い活動の場を管理されている管理者などとも連携を図りながら、きちんと連続性みたいなものを伝えられるような情報提供をして、より一層の活動の促進を図ってくださいという意見でございます。

それから「歩行者空間の快適性」、4番の意見でございます。383ページをご覧ください。「(2)評価の結果」の「2)歩行者が感じる快適性の程度」ということで、アクセス経路の街路樹や沿道の樹木、沿道の建築物等による日影では、最低で26℃程度となり、暑さ指数(WBGT)でいうところの「警戒」レベルになりますということです。

日影のない直射日光下では、こちらは最大で33℃となり、WBGTでいうところの「危険」のレベルになるということです。

詳細については、その手前の382ページの表9.11-7のほうに暑さ指数の程度の範囲というものが書かれていますけれども、おおむね26℃～33℃くらいになるということです。

それから、計画地の中についても一応書いているんですけども、再び383ページの右側に戻っていただきまして下のほうに、なお書きで書かれています。下から2段落目で、「なお、計画地内は、外構部に緑地、水面、保水性舗装及びウォーターミストの設置等、歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としている」ということをごさいます、計画地の中についてはそれなりの対策は施されることが書かれているのですが、当然ながら本計画は計画地の中についてのアセス図書でございますので、計画地の外については対策は書いていないのですが、計画地に至るアクセス動線につきましては日影の「警戒」レベルから直射日光下での「危険」レベルまで、アクセス経路については暑さ対策が何かしら必要かという状況にあるということです、道路管理者などと連携を図りながら緑陰を確保するなどの対策が要るかということで意見をつけさせていただいております。

それから「史跡・文化財」、5番のほうの意見になりますけれども、396ページをご覧ください。「史跡・文化財」の「ミティゲーション」の記述があります。「(1)工事の施工中」の「1)予測に反映した措置」ということで1つ目の「・」です。「計画地内の指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法、東京都文化財保護条例、新宿区文化財保護条例及び渋谷区文化財保護条例に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施して、検出された遺構や出土した遺物の記録及び保存を講じている。」と書いてございます。

本当に後ろの終わりそうなページのほうですけれども、資料編の90というページに「史跡・文化財」の「現況調査」の地図が書かれています。それで、ここに書かれているA～Fまでの地区につきまして、おおむねというか、現地の調査は既に終了しているということで、今は最終的な調査結果の取りまとめを行っているところと聞いてございます。

したがって、現地の調査自体は既に適切に実施がなされておりますので、現場自体は問題ないかと思うのですが、その調査結果をきちんと報告してくださいということでございます。

長くなりましたが、説明については以上でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

それでは、まず「景観」のほうからまいりたいと思います。平手委員、補足ございました

らお願いします。

○平手委員 まず「景観」ですけれども、圧迫感につきましては多少地点によっては増加する部分がございます。それから、場所によっては前面に見えるというところがございますが、324ページがよろしいのではないかと思います、外観イメージの図があります。この一番上の部分が「空の柱」と称される屋上庭園ということですのでけれども、その下にも植栽が盛り込まれている。それから、この絵にも、あるいは本文にもありますように、建物の形状が伝統的な日本を想起させる深い陰影があるというようなことから、その緑と陰影ということから圧迫感をある程度軽減する効果があるだろうと考えられますので、一応圧迫感という観点から見ると全体としては許容範囲かと考えております。

それから、聖徳記念絵画館は前回のザハ案のときにちょっと懸念を示したのですけれども、聖徳記念絵画館の東側から斜めに見るときに、聖徳記念絵画館の背景として国立競技場がかぶるという場面が想定されるわけですけれども、今回の場合は色彩、それから今お話ししました緑の問題とかがかなり全面に出ておりますので大きな問題はなかろうと考えております。

それで、事務局からの説明もありましたように、緑ということが景観上、非常に大きなポイントになっているということですので、やはりこの緑の管理、あるいは整備ということが重要であるという観点から、このような意見書をつけさせていただきました。以上です。

○山本会長代理 ありがとうございます。それでは、他の先生方から何か御意見、御質問はございますでしょうか。

旧計画に比べると、随分感じが変わりましたね。マウスみたいなものから純日本風のすばらしい形になったということで、いろいろな懸念材料がかなり解消したということですね。何かございますでしょうか。「景観」関係につきまして、よろしいでしょうか。

それでは、次に「自然との触れ合い活動の場」につきまして、輿水委員から補足説明がございましたらお願いします。

○輿水委員 関連がございますので、次の歩行者空間と一緒に意見を申し上げたいと思います。

評価書案の30ページ、31ページをご覧いただいたほうがわかりやすいと思います。この計画で常に書かれておりますことは、この計画地は明治神宮外苑に隣接しておりという言い方をしていますが、これはそのとおりでありまして、土地所有が違うわけですから外苑に隣接した土地にスタジアムはつくられるということなのですけれども、実態を考えますとこの施設は明治神宮外苑と一体的なものであり、利用者も景観的にもいろいろな意味で環境的にも

一体のものとして理解されるものだと思います。

そういう意味からいたしますと、自然との触れ合いであるとか、あるいは歩行者動線といったものはこの外苑とのかかわりが重視されなければならない。そういう意味からしますと、今回の競技場のスタジアムの事業計画というのはいわば明治神宮外苑の大改造計画に相当するといっても過言ではないくらい大きな変更であります。そういう意味からしますと、歩行者動線にしる、自然との触れ合いは周りとの関連を重視すべきであって、この計画敷地内でどうこうということはもちろん大事ではありますが、周辺との関連を重視すべきだと考えます。

そうしますと、例えばこの図で申しますと、左上に東京体育館があつて千駄ヶ谷の駅がありますけれども、それとのつながりはどうなるのかということについても余り具体的にイメージがつかめない、わかりにくい部分がございます。それから、この競技場、スタジアムと南のほうとの人の動線を見ますと3カ所ほど出入りの場所があるわけですが、とりわけ南下の野球場とつながる場所、あるいは絵画館とつながる場所、大事な出入り口の動線があるのですが、その辺についてもちょっとイメージがつかみにくい。あるいは、その周辺とどのような動線が形成されるのかということについても余り書かれていなくて、内と外の関係をもう少し具体的に明示しておかないと、せっかくつくられたものがこれまでの使い勝手からするといろいろ問題が出てくるかということで、そのような意見を申し上げました。以上です。

○山本会長代理 ありがとうございます。何か他の先生方から御意見、御質問はございますでしょうか。

では、中口委員どうぞ

○中口委員 意見として書かれていることに尽きると思うのですが、それに関連した質問です。364ページの「空の杜」のアクセス方法が御指摘のようによくわからないのが現状だと思うのですが、千駄ヶ谷の駅のほうから外苑のほうに抜けるときにこの「空の杜」のところを、スタジアムの周囲でしょうか。ここを経由して行けるような形になるのでしょうか。要するに、ここの部分は閉鎖されないで日常的に通れるようになるのかということについてお尋ねいたします。

○山本会長代理 これは、事務局のほうからお願いします。

○臼井施設調整担当課長 計画地の周辺について通行可能というところは聞いてございますけれども、日常的にどのように運用されるかなどについては運用上の課題もあるかと思いま

すので、評価書のほうで検討させていただければと考えているところでございます。

○中口委員 わかりました。ぜひここは日常的に通れるような形になってくれるといいと思います。以上です。

○山本会長代理 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 ちょっと補足ですけれども、今アセス実施者側から説明があったとおりにいわゆる管理の仕方もあるので、どういうふうに開放するのか決まっていな部分というか、確認が必要な部分もあると思うのですけれども、一応考え方としては日常的にいわゆるチケットを持っていない人、観戦に来る目的ではない人も親しめるような空間構成になっているということですので、例えば入れる、入れないという時間の規制はあるかもしれないのですけれども、公園のような感じで親しめるようなコンセプトにはなっております。

○山本会長代理 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。これは縮尺模型とか、そういうのはあるのですか。コンピューターの模型ではなくて、実物の縮尺模型みたいなものはあるのですか。

○臼井施設調整担当課長 まだこの模型はできていないかと思いますが、そういったものがつくれるかどうかもまた確認していきたいと思います。

○山本会長代理 そういうものを見ると、管理の方法であるとか、構造であるとか、全体的な景観であるとか、分かりやすいかとちょっと思ったので、なければもちろん結構ですけれども。

いかがでしょうか。歩行者空間、それから触れ合い活動の場につきまして御意見、御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、今度は「史跡・文化財」の説明につきまして寺島委員から補足説明がございましたらお願いします。

○寺島委員 資料編の90ページでしたか、平面図が載っています。そこをご覧いただきたいのですけれども、先ほど御説明にありましたとおりにA～F区まで全て調査を済ませておられるということで非常に安心をしたわけなのですけれども、この図を見て分かりますとおりに旧国立競技場のあったところはやっていない。あとは、白い部分は幾つかやっていない部分が残っております。旧国立競技場の部分につきましては杭を全面に打って、もう遺跡が残っていないだろうという御判断なので何の異を差し挟むところはないのでございますけれども、そのほ

かも幾つか白い部分が残っております。

これは東京都、あるいは新宿区、渋谷区の遺跡担当の方が十分に検討なさって、ここはないであろうということで調査されなかったのだろうと思って結構なのですが、調査したところの成果を見ますと、江戸時代だけでなくもっとずっと古い時代から、かなり私が考えていたよりも濃厚な遺構、遺物が見つかっているような状況だと感じました。

したがって、この調査していなかった部分についてもひょっとしたら何か出てくるかもしれないので、調査が済んだからもういいのだということではなくて建設中も目を光らせておいて、何かありましたら区なり都なりに連絡して補足的な調査をやっていただきたいと思えます。

調査が済んだA～F区につきましては、整理についてはそんなに急ぐ必要はないのですけれども貴重な文化財でございますので、なるべく早く成果を発表していただきたいと思えます。以上でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。ほかの委員の先生方、何か御質問、御意見はございますか。

ただいまの御意見は、結果をちゃんとまとめてほしいということと、建設の途中で何か見つかったときには直ちに対応していただきたいということですね。その部分については、この意見にはありませんけれども、改めて事務局のほうから指導していただくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

○寺島委員 口頭で、もちろん結構です。

○山本会長代理 それでは、「景観」「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」「史跡・文化財」につきまして報告を聞いてまいりましたけれども、全体に何か御意見、ございますでしょうか。この際、述べておきたいことはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見はないようですので、「景観」「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」「史跡・文化財」につきましては指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることにいたします。

これで、オリンピックスタジアムに関しまして本日予定いたしました項目別審議は終了いたします。他の項目につきましては、また後日審議することといたします。

では、ここからは報告ということで議事2に入りたいと思えます。

まず、「アーチェリー会場(夢の島公園)」につきまして、評価書の報告とフォローアップ計画書の報告をお願いしたいと思います。では、事務局お願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 アーチェリー会場(夢の島公園)につきましては、3月に評価委員会で御審議いただいた後に、アセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局へ関係局長の意見を送付いたしました。その意見を踏まえましてオリンピック・パラリンピック準備局が評価書を作成し、7月28日に評価書が公表されております。

続いて、フォローアップ計画書につきましても同様に作成がなされまして、7月29日に公表されておりますのでオリンピック・パラリンピック準備局のほうから御報告いたします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、アーチェリー会場(夢の島公園)の評価書及びフォローアップ計画書について説明させていただきます。

アーチェリー会場(夢の島公園)については、3月28日に受領しました関係局長の意見を踏まえまして、ただいま説明がありましており7月28日に評価書を関係局長に提出いたしました。関係局長意見を踏まえた審査意見書への対応については、資料3の環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連に記載してございます。また、評価書で行った予測評価に対する追跡調査を実施していくため、フォローアップ計画書を作成し、7月29日に関係局長に提出いたしましたところでございます。今後、フォローアップ計画書に基づきまして調査を行い、報告書をまとめていくことになります。

それでは、まず資料3、「アーチェリー会場(夢の島公園)環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」について説明いたします。資料3をご覧ください。

いただいた御意見のうち、例えば1つ目をご覧くださいと「生物の生育・生息基盤 生物・生態系 緑」につきましては評価書案審査意見書の内容として、「計画地内の樹木を公園内で外来種の生育箇所に移植する計画としており、外来種対策に寄与し、適切な生態系の保持につながるとしている。このことから、移植は適切な時期に行い、良好な生育を維持するよう管理に努め、フォローアップ調査で確認すること」との御意見をいただいております。こちらへの対応といたしまして「適切な時期の移植、植栽樹木の維持管理計画、フォローアップ調査で確認することを追記」しているところでございます。

以下、これ以外の項目につきましても、表にそれぞれの審査意見書への対応をまとめてございます。簡単ですが、資料3については以上になります。

続いて、フォローアップ計画書の内容について担当から説明いたします。

○事務局 それでは、フォローアップ計画に基づきまして御説明をさせていただきます。

フォローアップ計画書の33ページをご覧くださいませでしょうか。こちらのページになりますが、上段のほうに工事工程を示してございまして、下段のほうに「生物の生育・生息基盤」

から「交通安全」まで、評価書で予測評価の対象といたしました項目につきまして、どの時点で調査を行うのかといったものを整理した表になります。こちらのページで簡単に御説明させていただきます。

まず、「自然との触れ合い活動の場」でございます。こちらの中で、一部項目につきましては計画地が夢の島公園の中にあるということもございますので、工事が始まってある程度のタイミングでなるべく早目に一旦現場のほうで状況を確認しておきたいと考えております。

それから、「生物の生育・生息基盤」「生物生態系」「緑」につきましては、計画の内容が樹木の整理、これは移植ですとか、一部伐採ですとか、張り芝を行う計画としてございますので、こちらは工事が終わった段階で平成31年度の夏場ぐらいに状況を確認するというように考えております。ミティゲーションの実施状況ですとか、それら以外の項目につきましては、とある時点というよりは工事期間中も含めて継続的に調査を実施してまいりたいと考えております。

それらの調査結果につきましては、工事が終了いたしました平成31年度ぐらい、大会の開催前にフォローアップ報告書という形で取りまとめまして御報告したいと考えているところでございます。御説明としては、以上でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。それでは、何かただいまの説明につきまして御意見、御質問はございますでしょうか。フォローアップ計画書と評価書、意見書に対する見解ではなくて評価書での関連ということで2つ説明を受けましたけれども、よろしいでしょうか。

片谷委員、お願いします。

○片谷委員 フォローアップ計画書の、例えば交通関係のアクセシビリティとか安全とかのところに、調査期間について「工事中の適宜とする」という記載があるのですけれども、これは具体的に何を意味しているのでしょうかというのが正直な疑問なのですが。

○山本会長代理 では、事務局お願いします。

○臼井施設調整担当課長 工事の期間におきまして、適切な時期に調査を行っていく形になります。

○事務局 今の発言のとおり、工事期間中適切な時期に行うということで適宜と書かせていただいております。ある程度、計画地の中、あるいは周辺、夢の島公園内を工事用車両が走行するような工事も流動的に時期が設定されていると思いますので、そういったタイミングを見計らって適切な時期にやるということで適宜というふうに記載させていただいていると

いうことです。

○山本会長代理 片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 その趣旨は理解できるのですがけれども、回数とか頻度の面ではどういうふうにかえられていますか。

○山本会長代理 事務局、どうぞ。

○事務局 そこら辺は実際の詳細な施工計画を踏まえて設定することになろうかと思っております、現時点で何回、いつというふうに明言できるような状況ではございませんので、検討させていただきます。

○山本会長代理 では、どうぞ。

○片谷委員 ここではフォローアップですがけれども、通常のアセスで事後調査などもたくさんされているコンサルタントさんがやられることですから、きちんとやられるとは思っておりますけれども、やはりきちんとピークを捉えたような調査をしていただかないとフォローアップ調査の意味が減ってしまいますので、ぜひその辺はこのアセスの事務局とも密に連絡をとりながら適切な調査をしていただきたいと思います。

○山本会長代理 ありがとうございます。何か事務局からございますか。

○臼井施設調整担当課長 フォローアップ調査の趣旨がございますので、それを踏まえて適切に行ってまいります。ありがとうございます。

○山本会長代理 ほかにこのアーチェリー会場の評価書関係と、それからフォローアップ計画書につきまして御意見、御質問はございますか。ございませんか。

それでは、次にまいりたいと思います。ありがとうございます。

次は、議事の3に入ります。今度は「海の森水上競技場について」、評価書の報告とフォローアップ計画書の報告をお願いします。では、事務局をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 海の森水上競技場につきましては、6月に評価委員会で御審議いただきまして、アセス実施者でございますオリンピック・パラリンピック事務局へ関係局長意見を送付いたしました。その意見を踏まえまして、オリンピック・パラリンピック準備局が評価書を作成しまして、7月28日に評価書が公表されております。

続きまして、フォローアップ計画書につきましても翌日、7月29日に作成公表されましたので、オリンピック・パラリンピック準備局のほうから御報告を差し上げます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、海の森水上競技場の評価書及びフォローアップ計画書について説明させていただきます。

海の森水上競技場につきましては、6月28日に受領いたしました環境局長意見を踏まえまして、同様に今も説明がありましたとおり7月28日に評価書を環境局長に提出してございます。審査意見書の対応については、資料4の「環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」に記載してございます。

また、評価書で行った予測評価に対する追跡調査を実施していくため、フォローアップ計画書を作成しまして、7月29日に環境局長に提出いたしました。今後、このフォローアップ計画書に基づきまして調査を行い、報告書をまとめていくこととなります。

それでは、こちら資料4の「海の森水上競技場環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」についてでございますが、資料4のいただいた御意見のうち1つ目の「大気等」の項目をご覧ください。

「大気等」につきましては、評価書案審査意見書の内容として、「工事用車両の走行に伴う大気等の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること」との御意見をいただいております、こちらへの対応としましては表の右側でございますように、周辺事業を含めた複合影響の予測を行いまして、その結果を記載したところでございます。

これ以下、これ以外の項目につきましても表にそれぞれの審査意見書への対応をまとめてございます。

続きまして、フォローアップ計画書の内容について担当から説明させていただきます。

○事務局 では、フォローアップ計画書の内容について御説明させていただきます。フォローアップ計画書の73ページ及び75ページで御説明をさせていただければと思います。

先ほどの夢の島公園と同様でございますが、73ページが東京2020大会の開催前のフォローアップの工程、75ページは大会開催後の工程を示したものになってございます。

まず、73ページの大会の開催前のいわゆる工事の実施に対するフォローアップの計画でございます。「大気等」それから「騒音・振動」など、工事用車両の走行に伴う予測評価を行っているものに対しましては、平成29年度9月に今の施工計画上ですと工事用車両の台数のピークがくるという計画になってございますので、そのタイミングで「大気等」、あるいは「騒音・振動」のフォローアップの現地調査を実施してまいりたいと考えてございます。

それから、水質の変化とそれに伴いまして「生物・生態系」の水生生物相の変化の内容等につきましては、予測評価のタイミングといたしまして床掘りの工事を行うときに発生する水の濁りを予測評価してございますので、今そのタイミングといたしましてやはり29年度の9

月あるいは10月といったところをターゲットにして計画をしているところでございます。

それから、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」、あるいは「景観」というような、施設ができ上がったものに対して予測評価をしているものにつきましては、工事が終わった竣工後にフォローアップの調査を行う計画としてございます。

それから、先ほどの夢の島と同様にミティゲーションの実施状況などにつきましては工事期間中に適宜実施いたしまして、平成31年度に工事が終わったタイミングで開催前のフォローアップ報告書として取りまとめて御報告したいというふうに計画をしてございます。

続きまして、75ページの大会の開催後になります。まず、こちらも水質の変化とそれに伴います「生物・生態系」の水性生物相の変化の内容につきましては、今回は締切堤がつくられるので水質の変化が生じる可能性があるというところで、こちらも施設の竣工後にフォローアップの確認をしてみたいと考えてございますが、こちらは四季変化が生じる可能性がございますので、開催後のタイミングで四季、春夏秋冬の4シーズンの調査を実施してみたいと考えてございます。

それから、それら以外の「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」「景観」「自然との触れ合い活動の場」、それから「歩行者空間の快適性」などにつきましては、こちらも大会の開催後の夏場といたしまししょうか、そういうタイミングで現地のほうで確認をしてみたいと考えてございます。

それから、それら以外で、例えば廃棄物ですとか、温室効果ガスですとか、レガシー段階の施設の共用に伴って出てくる予測評価項目につきましては、施設ができ上がってから1年間ぐらい共用段階での、施設が定常状態になった段階でのデータを1年間ぐらい取得しまして取りまとめてみたいと考えておまして、大体33年度の3月ぐらいに最終的なフォローアップの報告ができればと考えてございます。以上でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問はございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 まず、資料4の水質のところです。いろいろ書いていただいているのですが、水質の2番目と3番目については書いていただいたものが十分ではないと考えております。これをさらに追記してくださいということは申し上げませんが、締切堤近傍の水質というのはフォローアップ計画書の35ページの図でいうとNo. 10とか11、3、4というところが特に気になるところで、その部分がどうなるかということが必要なのですね。そこら辺につい

ては、全般に水質がどうなるかということについて余り書いていただいていないように思います。

それから、その下のポンプですけれども、排水量については書いていただいているのですが、ポンプの設置位置についてというのは具体的に書いていなかったからこういうふうになって仕方がないのかもしれませんが、ポンプの設置位置というのはそこら辺の今、申し上げたような部分の水質を維持する上で非常に重要なポイントになると思いますので、そこについて根拠を書いていただきたいと申し上げたつもりでございます。

これは今さらということなのですが、そういう意味ではフォローアップ計画書でちょっと注意をしていただきたいのですが、計画ということでは全体としてはこれでよろしいのかもしれませんが、No. 10とかNo. 11、それからNo. 3とかNo. 4、それとNo. 7のちょっと左側でへこんでいるところがありますね。水が流れない、流れにくいところですが、そこら辺で一番懸念しているのはアオコみたいな藻類が出てしまうということでありまして。これは出なければいいのですが、出てしまうと目に見えて汚れている状態がわかりますので、そこについては十分留意をしていただく必要がある。

これは予測するのはなかなか難しいですから仕方がないかと思いますが、フォローアップ計画書の73ページのところで30年度の2月、31年の2月まで一応測るということになっております。その後は報告書をまとめていきなり大会までいってしまうのですが、その段階が一番ポイントになると思います。大会をやるときにそういうものが出てくるかどうか、追加の対策が必要になるかどうかということを見極める必要があるので、このアセスの計画としてはこれでよろしいのかもしれませんが、実際にやるときにはその部分について水質がどう変化するか。

特に、クロロフィルAの量を測って見ていただく必要があるだろう。それが上がってくるようですと、天候によっては前に出てくる可能性がある。そうしたときに何らかの対応をしておかないと、大会期間中にそれこそ全体が真っ青になることはないと思いますけれども、部分的にでも汚れてしまった状態だということになると、要らぬことを言われる可能性があるだろうと思います。

そういう意味で、クロロフィルを測れと申し上げましたけれども、ある意味では目視も含めて注意をしていただきたい。もし必要があれば、もしそういう兆候が出てくれば、早速何らかの対応をしていただく必要があるだろう。そういう意味では水門の位置、ポンプの位置がどこにあるかというのが非常に気になるところで、No. 10のところにポンプの吸い込み口が

あればそこで吸い込んであげるということで対応できるだろうしということでもあります。

少しそこら辺のところを配慮していただいて、例えばポンプにしても吸い込み口を可動式というのは簡単にはできないのかもしれませんが、そういうふうなものも場合によっては必要になるかもしれない。これは設置してあるもの、固定してあるものは固定してあるものかもしれませんが、それ以外にそういうものも用意しなければいけないかもしれない。

それを用意しなければいけないかどうか、31年の工事が終わってからオリンピック前までそういう項目を注視していただくことが必要だろう。そのときもフォローアップで調査をして、この4地点の調査をしていただければ大体そのことは見えると思いますので対応していただく必要があるかと思えますけれども、とりあえず締切堤ができてからやるまでの間、少ししっかりと見ていただかないと、ある意味でみつももないことになりかねないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○山本会長代理 ありがとうございます。水質に関して不十分だという御意見で、評価書のほうはもう変えることはできないと思うのですが、これから何ができるかということをよく考えていただいて、今、中杉委員がおっしゃられたように、これからどういうことができるかということと、将来間違いがないようにという御意見だと思えますが、何か事務局のほうでありますでしょうか。

○臼井施設調査担当課長 若干、補足させていただきます。水質ですが、ポンプの流量については現在の水質を維持できるようなレベルで決定してございますので、それをもとに水質を維持していくという計画になってございますが、フォローアップ計画で適切に調査を進めていきまして結果を見極めていくと考えてございますので、そのあたりも進めていきたいと考えてございます。

○山本会長代理 中杉委員、いかがですか。

○中杉委員 うまく見極めて、少し追加でここに書かれている以上に目視で済む話もありますから、それを見ていただくことによって対応が必要かどうかということを見極めていただく必要がある。緊急的に、例えばその水を動かすということもできると思いますので、とりあえずオリンピックの開催期間、特にここを使っている間にそういう状態が起こらないようにしていただければと思います。

○山本会長代理 ありがとうございます。

中杉委員、工事に入る前に何かできることはあるのですか。今、ポンプの量とか言われていましたけれども、工事に入る前に場所であるとか、そういったアドバイスはあるでしょう

か。

○中杉委員 水を動かすという意味でのポンプという意味ですと、今のところは水門のそばにポンプの吸い込み口がつくのでしょうか。これはちょっとよくわからないのですが、ポンプの水の吸い込み口は水門から一番遠いところというところとあれですけれども、陰のところに持ってくると、そこが一番よどみやすいところですから、その水を吸ってあげれば水は完全にきれいになります。

位置としては、できればそういうふうにしたほうがいいのではないかという意味合いで、水量の考え方等という意味でそこら辺のところを記載させていただいたつもりなのですが、明確に書いていなかったのもので申しわけありません。そういう形で、少しそこら辺も実際に私が考えているのはあるいは間違っているかもしれないので検討していただいたほうがよろしいかと思います。その位置が変えられるようであれば、そちらのほうがよく水を戻すという意味では効果があるのではないかと思います。

水門のところは、このシミュレーションのとおりきれいに水が流れるわけです。水の流れないところをどうしてやるかということがポンプをつけることの意味合いだと思いますので、これは締め切ったときにということ考えているのですが、実際には締め切らないときもそういうことが起こり得るので、それも考えあわせるとそちらの方がよろしいのではないかとというのが私の個人の考え方です。これは御相談いただいて決めていただければと思いますけれども、アドバイスとして聞いておいていただければと思います。

○山本会長代理 そうですね。中杉委員からのアドバイスだということで、改めてその辺で心配なところがあるので、よく検討されて工事に入っていただきたいということだと思います。

中杉先生、これでよろしいでしょうか。

○中杉委員 はい。

○山本会長代理 ほかに何か御意見、御質問はございますでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 先ほどは注文ばかり申し上げたので、今度はいいほうのコメントを申し上げます。

今回、大気について周辺のほかの事業を足した場合の予測というものをに入れていただいています、これは大変いい前例になると思います。実際に計算された方から見ると、足してもほとんどふえていないのだから、こんなものを計算して本当に意味があるのかという感想

も持たれたかもしれませんが、やはり足してもこのくらいだということが数字できちんと出ることの意味があるわけで、これは非常に価値のある結果が出てきたと思っています。

個人的には条例アセスでも今後やっていきたいことだと思っていますので、条例アセスの担当の皆さんもぜひ意識をしておいていただければと思っています。

○山本会長代理 何かいい前例ができたということで、よかったですね。

ほかに何かございますでしょうか。このフォローアップ計画の中で、大気とか騒音・振動調査の時期と臨港道路南北線とか、その先の道路の工事や、でき上がる時期というのは大体どこら辺になるのですか。

○臼井施設調整担当課長 済みません。その重なっている時期ですね。少々お待ちください。

ちょっと確認させていただきたいと思います。

○山本会長代理 分かりました。特に大意はなくて、先ほど周囲の建設工事が幾つかあるので、それとの時期的なものがどうかということと、このフォローアップ調査の時期がどの辺に位置するのかということがちょっと知りたかったのです。

○川道オリパラアセスメント担当課長 基本的に工事の終わり、竣工といえますか、完了時期はオリンピック大会に間に合うような時期を狙っていますので、おおむね31年度中かということで、終わりの時期自体は同じになると思います。

当然、工事それぞれにおいてピークの立つ場所が違いますので、今回この海の森水上競技場というところの15カ月目に工事用車両のピークがきているのでそこで計測しているのですが、このフォローアップ計画書でいう29年9月がほかの工事のピークというわけではないです。

ただ、ほかの工事でもある程度この29年9月ごろの工事の車両台数はこれくらいですというのが幸いにも大体出ていましたので、ピークではないのですが、おおむねほかの工事の9月の交通量というのを重ね合わせた、本工事のピークである9月でとっているというものでございます。

○山本会長代理 思い出しました。そうでしたね。大体その辺に合わせてあったんですね。ちょっと今、忘れておりました、済みません。

○川道オリパラアセスメント担当課長 幸い、今回の重ね合わせはきちんとそれなりに正しい数字を重ね合わせております。

○山本会長代理 ありがとうございます。

何かほかにございませんでしょうか。ボート・カヌー競技場ですけれども、よろしいでし

ようか。

もしなければ、これをもちまして評価委員会は一応終了させていただきますけれども、御発言はないですか。

ありがとうございました。それでは、これで評価委員会は終了させていただくことにいたします。

傍聴人、プレスの方は退席してください。

(午後3時閉会)